

平成29年第5回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成29年第5回岩手町農業委員会総会は、平成29年11月21日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて
- (2) 報告第2号 農地法により使用貸借権設定された農地の解約について
- (3) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (4) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (5) 議案第3号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (6) 議案第4号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (7) 議案第5号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について
- (8) 議案第6号 岩手農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 佐々木 夏子
- 2番 乙茂内 丈久
- 3番 黒澤 金一
- 4番 千葉 静子
- 5番 福浦 昌博
- 6番 福士 好子
- 8番 田中 正志
- 9番 幅 清一(職務代理)
- (議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 7番 府金 秀一

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- | | |
|-----------|--------|
| 農業委員会事務局長 | 民部田 政彦 |
| 農地利用係主幹 | 滝川 勉 |
| 副主幹 | 府金 昌代 |
| 主任 | 畑中 功 |

(開会時刻 午後1時30分)

議 長 ただいまから第5回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、7番府金秀一委員であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。8番田中正志委員、9番幅清一委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります報告2件、議案6件の提出があります。お諮りします。報告2件、議案6件を議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告2件、議案6件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 報告第1号、農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告第1号、農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて。
農地法施行規則(転用の例外)該当届けは農業委員会総会の報告事項としております。そのため、報告するものです。
転用の例外とは200平方メートル未満の農家所有農地に農地保全、又は農地利用の増進を目的に、農作業施設を建設する場合などは届出のみで転用できる、というものです。
番号1番、土地の所在は川口第38地割地内の田1筆、合計面積1,335平方メートルの一部の185.5平方メートルに農業用倉庫を建設しようとするものです。
以上報告第1号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま事務局より、報告第1号についての説明をいただきました。この件につきまして、皆さんの方から質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、報告第1号、農地法施行規則（転用の例外）

該当届けについて、を終わります。

議 長 次に報告第2号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、の件
でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告第2号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、ご説明い
たします。

番号12番、土地の所在は土川第4地割地内の畑3筆、合計面積31,916平方メー
トルです。貸出人の母が借受人である息子に贈与をするため、解約をするものです。

番号13番、土地の所在は川口第48地割地内の畑2筆、合計面積3,854平方メー
トルです。貸出人の父が借受人である息子に贈与をするため、解約をするものです。

番号14番、土地の所在は土川第1地割地内の田22筆、畑9筆、合計面積
51,485.9平方メートルを貸出人の父が借受人である息子に贈与をするため、解約
をするものです。

以上報告第2号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま事務局より、報告第2号についての説明をいただきました。
この件につきまして、皆さんの方から質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、報告第2号、農地法により使用貸借権設定さ
れた農地の解約について、の報告を終わります。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定につ
いて、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定につ
いて、ご説明いたします。

受付番号26番は使用貸借件設定でございます。

土地の所在は御堂第5地割地内の畑1筆、4,259平方メートルの父の農地を子が
父の農業者年金受給のため使用貸借権設定をしようとするものです。

受付番号27・29・30・31番は贈与案件でございます。

受付番号27番、土地の所在は川口第48地割地内の畑2筆、合計面積3,854平方
メートルを父から子が贈与を受けようとするものです。

受付番号29番、土地の所在は土川第4地割地内の畑4筆、合計面積31,916平方
メートルを母から子が贈与を受けようとするものです。

受付番号30番、土地の所在は土川第1地割地内の田22筆、畑9筆、合計面積

51,485.9平方メートルを父から子が贈与を受けようとするものです。

受付番号 31 番土地の所在は五日市第 3 地割地内の田 1 筆、面積 2,156 平方メートルを叔父から甥が贈与を受けようとするものです。

受付番号 28 番、32 番、は売買による所有権移転案件でございます。

受付番号 28 番、土地の所在は一方井第 2 地割地内の畑 3 筆、合計面積 12,162 平方メートルを隣地所有者である記載の方に記載の金額で売買しようとするものです。

受付番号 32 番、土地の所在は五日市第 7 地割地内の畑 477 平方メートルを隣地所有者である記載の方に記載の金額で売買しようとするものです。

なお、議案第 1 号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 それでは、議案第 1 号についての現地調査報告をお願いします。

白旗推進委員 現地調査の結果について、推進委員の白旗から報告いたします。

本日午前 9 時から、事務局と佐々木夏子委員、久保晃彦推進委員と私とで現地を確認して参りました。

受付番号 26 番の農地の使用貸借の件について、報告します。

農地の所在は御堂地区で、国道 4 号の高架橋付近から●●へ向かって西へ約 1.3 キロメートルほど行くと申請人の自宅がありまして、自宅のすぐ西側にある農地でした。現地を確認しましたところ、農地として適正に利用され、耕作する労働力も確保されておりますし、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。

続きまして、受付番号 27 番の農地の贈与の件について、報告します。

調査のメンバーは同じです。

農地の所在地区は芦田内地区で、国道 4 号から踏み切りを渡って●●のある東の方へ 900 メートルほどいくと新幹線高架橋がありまして、その付近にある農地でした。現地を確認しましたところ、いずれも農地として適正に利用されており、譲り受ける側の労働力も確保され、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。

続きまして、受付番号 29 番の農地の贈与の件について、報告します。

調査のメンバーは同じです。

農地の所在は上鳴沢地区で、県道を八幡平市に向かうと道路沿いに●●がありまして、●●付近から右折し西へ 600 メートルほど行くと申請人宅があり、家のまわりにある農地でした。

現地を確認しましたところ、農地として適正に利用され、耕作する労働力も確保されており、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。

続きまして、受付番号 30 番の農地の贈与の件について、報告します。

調査のメンバーは同じです。

農地の所在地区は下浮島地区で、●●から見て南へ約 600 メートル先に申請者宅がありまして、その周辺にある農地でした。

現地を確認しましたところ、ほとんどが申請者宅付近にまとまってある農地で、離れた場所に 1 筆だけ、●●からみて東へ約 500 メートル先の道路沿いにありました。いずれも適正に利用されており、譲り受ける側の労働力も確保されており、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。

受付番号 31 番の農地の贈与の件について、報告します。

調査のメンバーは同じです。

農地の所在地区は笈の口地区で、●●からみて北西へ向かって約 400 メートル先の申請者宅裏にある農地でした。

現地を確認しましたところ、田として適正に利用され譲り受ける側の労働力も確保されており、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。

以上で報告を終わります。

久保推進委員 受付番号 28 番の農地の売買の件について、報告します。

調査のメンバーについては、先ほどの白旗推進委員の報告と同じです。

農地の所在地区は黒石地区で、●●から南へ向かって約 900 メートル先の道路沿いにある資材置場の東側に点在する農地でした。

現地を確認しましたところ、いずれも農地として適正に利用されて、譲り受ける側の労働力も確保されており、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。

続きまして、受付番号 32 番の農地の売買の件について、報告します。

農地の所在地区は上五日市地区で、国道 4 号から●●へ向かっていくと高架橋がありまして、高架橋の近くにある畑でした。

現地を確認しましたところ、適正に利用されて譲り受ける側の労働力も確保されており、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいま現地調査の報告が終わりました。この件について、皆さんの方から質疑ございましたら、受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、農地法第4条第2項の規定により提出された許可申請について、同条第3項の規定により意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見の決定について、ご説明いたします。
受付番号2番はアパートの隣接地にある畑を駐車場に転用しようとするものです。
なお、議案第2号につきまして現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 それでは、議案第2号についての現地調査報告をお願いします。

久保推進委員 現地調査の結果について、推進委員の久保から報告いたします。
受付番号2番の農地転用の件について、報告します。
農地の所在地区は境田二ツ森地区で●●の脇の道路を西に向かっていくとアパートがありまして、その隣の農地でした。
現地を確認しましたところ、農地として管理されておりました。
駐車場として農地を転用する計画の内容や、周辺農地への影響など特に問題が無いものと確認いたしました。
以上で報告を終わります。

議 長 ただいま現地調査の報告が終わりました。この件について、皆さんの方から質疑ございましたら、受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり可と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 次に議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり

り、農地法の適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号についてご説明いたします。

番号15番、土地の所在は五日市第7地割地内の畑1筆、面積2,562平方メートルの土地であります。平成7年から労力不足のため耕作を行っていない農地でございます。

番号16番、土地の所在は土川第4地割地内の畑1筆、面積673平方メートルの土地であります。昭和42年ごろ農作業小屋を建て、現在に至る土地であります。

なお、議案第3号につきまして現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議長 それでは、現地調査員より報告をお願いします。

久保推進委員 現地調査の結果について、推進委員の久保から報告いたします。

受付番号15番の件について報告します。

地区は上五日市地区で、●●から南に向かって山の中の道路を250メートルほど進んだあたりにある土地でした。

現地を確認しましたが、耕作しなくなってから相当の年数が経過し原野化しており、農地に復元するには困難のため、非農地にするのも仕方がないと判断しました。

受付番号16番の件について報告します。

地区は新田地区で、●●から県道へ向かって南へ300メートルほど行くと申請者宅がありまして、申請者宅に隣接する土地でした。

現地を確認しましたが、申出のとおり、小屋が建てられてから相当の年数が経過しており、状況から農地に復元するには困難なので、非農地にするのも仕方がないものと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ただいま現地調査員の方からやむなしという報告がありました。この件について、皆さんの方から質疑ございましたら、受けたいと思います。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 次に議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、関連がございますので一括審議を行いません。事務局の説明を求めます。

事 務 局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり策定された平成29年度岩手町農用地利用集積計画について可否の決定を求める、の件と、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、議案第4号と議案第5号についてご説明いたします。

番号81番、82番の2名の方が農業公社へ農地を貸付し、農業公社は議案書35、37ページに記載された方々に農地を貸し出すというものになります。

以上議案第4号、第5号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま事務局より議案第4号、第5号の説明をいただきました。この件について、皆さんの方から質疑ございましたら、受けたいと思います。

6番福士委員 6番福士です。貸出人は北海道札幌市となっており、10年経つと69歳ですが、岩手町に帰ってこられるのでしょうか。

事 務 局 帰ってこないと思います。もう札幌に居を構えておりまして、今回貸付が成立しようとする農地は半ば荒地になっていて、直接事務局の方から今後どうするかを確認したところ、誰でもいいから貸したいということで公社の事業を使って貸し借りをすることとなったものです。岩手町に家もありますが、帰ってこないと思います。

6番福士委員 こちらに親戚かどなたかがいらして、10年後の処理がうまく滞りなく進むという見込みがあるのでしょうか。

事 務 局 同級生がいる話は聞いておりますが、身内はいないそうです。

3番黒澤委員 関連ですが、今まで誰かが借りて耕作していたのでしょうか。

事 務 局 借りていたと思います。1か2年誰も借りていない時期があつて、今回貸し借りになるようです。

3番黒澤委員 畑の方はいいのですが、田んぼは非常に条件が良くないところです。実質、私はわかっているところですが、田んぼは荒地状態になっているのではないかなと思います。

ます。

事務局 全部の農地を貸すことによってメリットがある事業なので、借り手にはそこも理解いただいたうえで田んぼも借りていただき、管理していただくということです。

3番黒澤委員 借り手に期待するということですね。

議長 あとございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について及び議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手と認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議長 次に議案第6号、岩手農業振興地域整備計画変更申し出書に対する意見の決定について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、岩手町長より別紙のとおり変更したい旨の申し出があった、岩手農業振興地域整備計画変更申し出書について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号についてご説明いたします。

40 ページをお開きください。今回の岩手農業振興地域整備計画変更申出の変更箇所ですが、今まで現土地利用区分が「農用地」であったものを「農業用施設用地」と変更するものでございます。

以上議案第6号に係る事務局説明を終わります。

議長 ただいまの事務局の説明が終わりました。この件について、皆さんの方から質疑ございましたら、受けたいと思います。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第6号、岩手農業振興

地域整備計画変更申し出書に対する意見の決定について、原案のとおり可と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第5回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時3分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

8番 印

9番 印